

平成28年1月22日

保護者の皆様へ

宇都宮市教育委員会
教育長 水 越 久 夫

平成27年度「体罰の根絶及び児童生徒と教職員とのよりよい関係づくりに向けた調査」のお願い

保護者の皆様には、平素より本市教育に対し深い御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、平成25年度から実施しております本調査や、今年度7～8月にかけて各学校で実施いたしました校長・副校長への電話相談等におきまして、保護者の皆様から賜りました貴重な御意見を踏まえ、各校において、児童生徒一人一人に寄り添った指導の充実と教職員の資質向上のための研修に取り組み、体罰の根絶や未然防止、児童生徒と教職員とのよりよい関係づくりに努めているところであります。

引き続き、体罰の実態について把握し、その根絶を目指すとともに、教職員一人一人が児童生徒や保護者の皆様との強い信頼関係の下、使命感と責任感をもって日々の教育活動に取り組み、その充実のために何をすべきかについて考えるため、下記のとおり調査を実施させていただきます。趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 今回の調査対象期間は、平成27年4月1日から平成28年1月31日までとします。
なお、調査実施後、平成28年3月31日までの期間につきましては、各学校の相談窓口にて御相談ください。
- 2 回答にあたりましては、裏面の参考資料「体罰について」を御覧いただき、御家庭でお子さんとよく話し合った上で、保護者の方が調査用紙に御記入くださいますようお願いいたします。
- 3 調査用紙は、体罰の有無に関わらず、平成28年2月5日（金）までに、学校から配付された封筒に入れ厳封していただき、学校長へ御提出をお願いいたします。なお、調査に関する御質問等につきましては、学校（副校長）までお問い合わせください。
- 4 御回答いただいた内容について、後日学校から確認をお願いすることもありますので、あらかじめ御了承ください。
- 5 設問4、5への回答につきましては、児童生徒と教職員とのよりよい関係づくりのために活用させていただきます。
- 6 お子さんに関する相談窓口につきましては、全児童生徒に配付しておりますスタンダードダイアリーに掲載してあります。なお、体罰に関する相談につきましては、宇都宮市教育委員会学校教育課学校いきいきグループ（TEL 028-632-2727）で受け付けております。

体罰について

○ 体罰は、学校教育法第11条に

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

と規定されているとおり、いかなる場合においても行ってはならないものです。

○ 文部科学省通知（平成25年3月13日付）に基づき、

- ・身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- ・被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

に当たると判断された行為は体罰に該当します。

なお、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には該当しません。

- ・放課後等に教室に残留させる。（トイレに行かせない、食事時間を過ぎても長く留め置く等の肉体的苦痛を与えるものは体罰に該当します。）
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

○ 以下のような行為については、体罰に該当しません。

- ・児童生徒から教職員等に対する暴力行為に対して、教職員等が防護のためにやむを得ずした有形力の行使
- ・他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止することや、危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使